

## 発議案第5号

### 反撃能力（敵基地攻撃能力）保有検討の中止を求める意見書（案）

政府は、いわゆる安保関連3文書に「反撃能力（敵基地攻撃能力）」を明記し、長射程ミサイルの開発や配備に入る方針の閣議決定を予定している。「敵基地攻撃能力」について、「相手国の領域まで踏み込んでいって、まずレーダーなどを破壊し、制空権を確保した上で、敵のミサイル基地をしらみ潰しに破壊していく一連のオペレーション」だと昨年政府は、国会で説明している。つまり、これは全面攻撃を相手側に仕掛けるということにほかならない。

また、日本が仮想敵のミサイル基地およびその発射を指令する中枢機能（首都等）をミサイル攻撃する能力を保有することは、明白な憲法9条および国際法違反となる先制攻撃に踏み込んでしまう可能性をはらむことでもある。今まで、一貫して「専守防衛」の範囲内で抑制的に安全保障政策を組み立てることで、戦争を回避し戦火を決して拡大させない「平和国家」として存立してきた、戦後日本の国是を根幹から破壊するものであり、断じて許されない。

「敵基地攻撃能力」を保有することは、ただ単に憲法をないがしろにする暴挙というだけではない。国際関係に緊張を高めるとともに、戦争の誘発の可能性も高めることになる。そして、底なしの泥沼のような軍事費の増大によって国民の暮らしと経済を脅かす軍拡競争を加速させることにもつながる。

何よりも恐ろしいのは、戦争を誘発した結果、相手側のミサイル基地を全て破壊できるはずもなく、報復的なミサイル攻撃を正当化する口実を相手側に与え、結局チキンレースになる他ない。日本の被害をより甚大なものとしてしまうことにつながり、国民の生命、自由および幸福追求権を守るはずの防衛政策としてもまったく機能しない。

いま必要なのは、地域的安定をめざす柔軟で強力な外交努力である。軍拡競争で破滅の道を進むのではなく、世界に誇るべき憲法9条を持つ国として、対話による平和外交に徹することこそ、日本の進むべき道である。

よって、政府においては、「敵基地攻撃能力（反撃能力）」の保有の検討を撤回するよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和4年12月15日

香川県議会